

Support

COMMENT

国民健康保険
制度の
お知らせです

国保の

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

年収百三十万円未満の 国民健康保険の加入者は…… 社会保険の被扶養者になれる場合があります

被扶養者になるためには、主に被保険者（下の図の本人）の収入で生活していることが必要です。その基準としては、被扶養者となる人の年間収入が百三十万円（60歳以上や障害者は百八十万円）未満で、被保険者の収入の二分の一未満でなければなりません。

●被保険者と同居でも別居でもよい人
①配偶者②子、孫③弟、妹④父母など直系の尊属

●被保険者と同居が条件の人
①前記以外の三親等内の親族②被保険者の内縁の配偶者の父母や子③内縁の配偶者が死亡した後の父母や子

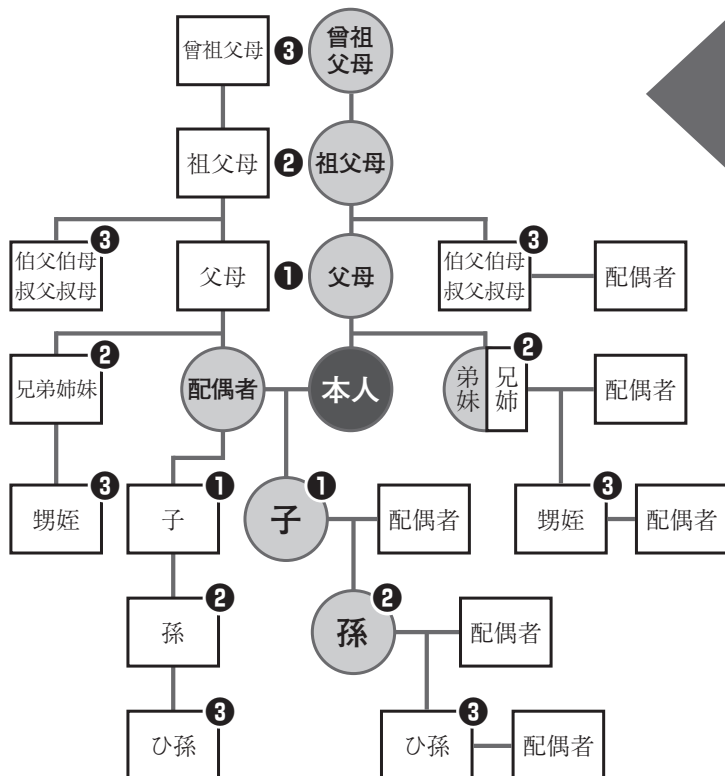
家族の社会保険に被扶養者として加入しても、その保険料が上がることはありません。該当すると思われる場合は、家族の職場の健康保険担当者にご相談ください。

また、社会保険の被扶養者になったときは、14日以内に役場保険健康課保険年金班で手続きをしてください。

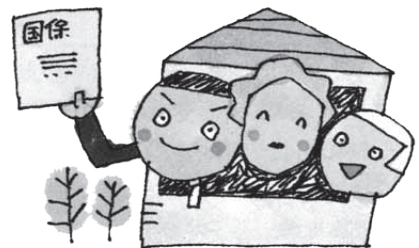
●必要なもの
印かん、社会保険の保険証、国民健康保険証

被扶養者の範囲 (三親等の親族図)

白抜き数字は、親等数です。○の人は、主に下図の本人の収入で生活していることが必要です。□の人は、主に下図の本人の収入で生活し、かつ下図の本人と同居していることが必要です。



被扶養者として社会保険に加入できるのは、左の図の三親等内の親族であることが第一の条件となります。



「高齢者保健福祉計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」への意見を募集しています。

●パブリック・コメントとは

公的な機関が政策や条例などを制定しようとするときに、広く公（パブリック）に意見・情報・改善案（コメント）を求める手続のことをパブリック・コメントといいます。鞍手町では、住民参画制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民の皆さんの多様な意見・情報等を計画に反映させることにしています。また、提出された意見については鞍手町の考え方とともに公表を行います。

●提出方法は？

▽指定の様式で提出
公共施設に備え付けている指定の様式に必要な事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。なお、指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。

- ① 窓口（役場福祉人権課福祉高齢者班）への持参
- ② 郵便・ファックス

* 指定の様式を利用できない場合は、
①住所、②氏名、③連絡先、④提出日、⑤意見を明記した用紙を提出してください。

▽町ホームページから提出

●計画案の情報入手方法は？
多くの意見をいただけるよう、次の公共施設で公表するほか、町ホームページにも掲載します。
▽公表場所＝役場、中央公民館、くらしの郷
▽町ホームページ＝
<http://www.town.kurate.lg.jp>

●問い合わせ及び提出先

役場福祉人権課福祉高齢者班
☎ 42局2111番、FAX・42局5693番まで

●計画案の公表期間
2月20日（金）から3月10日（火）まで



高齢者保健福祉計画について

高齢者保健・福祉サービス提供を総合的に推進するため、平成27年4月からの3年間の計画期間として策定します。

障がい者計画・障がい福祉計画について

障がい者施策及び障がい福祉サービス等の事業を総合的に推進するため、平成27年4月から、障がい者計画は6年間、障がい福祉計画は3年間の計画期間として策定します。

案件名	概要	意見の募集期間	担当
高齢者保健福祉計画	高齢者保健福祉の推進	2月20日（金）から 3月10日（火）まで	福祉人権課 福祉高齢者班
障がい者計画 障がい福祉計画	障がい者福祉の推進		

パブリック・コメントの流れ

